

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年8月9日

【四半期会計期間】 第108期第1四半期(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

【会社名】 株式会社タクマ

【英訳名】 TAKUMA CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼社長執行役員 手島 肇

【本店の所在の場所】 兵庫県尼崎市金楽寺町二丁目2番33号

【電話番号】 06(6483)2609(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 泉 雅彦

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区東日本橋一丁目1番7号(野村不動産東日本橋ビル内)
当社東京支社

【電話番号】 03(5822)7800(代表)

【事務連絡者氏名】 総務部東京総務課長 小橋 和彦

【縦覧に供する場所】 株式会社タクマ東京支社
(東京都中央区東日本橋一丁目1番7号(野村不動産東日本橋ビル内))

株式会社タクマ中部支店
(名古屋市中村区名駅三丁目22番8号(大東海ビル内))

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第107期 第1四半期 連結累計期間	第108期 第1四半期 連結累計期間	第107期
会計期間	自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 6月30日	自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 6月30日	自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日
売上高 (百万円)	14,328	18,318	89,140
経常利益 又は経常損失() (百万円)	684	340	4,396
四半期純損失() 又は当期純利益 (百万円)	885	253	1,821
四半期包括利益又は包括 利益 (百万円)	1,559	220	637
純資産額 (百万円)	21,706	23,150	23,901
総資産額 (百万円)	85,402	95,610	100,848
1株当たり四半期純損失 金額()又は当期純利益 金額 (円)	10.71	3.07	22.03
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)			
自己資本比率 (%)	25.2	24.0	23.5

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載して
おりません。

2 売上高には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載してありませ
ん。

4 第107期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企
業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容につい
て、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

環境・エネルギー(国内)事業(廃棄物処理)において、関連会社である(株)市原ニューエナジーは重要
性が増したため、持分法の適用範囲に含め、前連結会計年度末において関連会社であった(株)ミダックふじの
宮については平成23年4月に当社が保有する全株式を譲渡したため、持分法の適用範囲から除外してあり
ます。

なお、平成23年4月に当社は連結子会社である(株)サンプラントのプラント事業(環境・エネルギー(国
内))を吸収分割により承継しております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の被害により、甚大な影響がもたらされた景気に回復の基調も見られますが、電力需給の逼迫、雇用情勢の低迷、原油価格の上昇のほか、その後の為替相場での円高など依然として厳しい状況にあります。

このような経済情勢の下で、震災復興に向けた瓦礫処理のほか、再生可能エネルギーにも注目が集まり当社のバイオマス発電プラントなどの需要も見込まれていますが、まだこれらが受注に結びつくという状況にはなく、当第1四半期連結累計期間の受注高は21,655百万円となり、大型のごみ処理施設建設工事を相次いで受注していた前年同期に比べ11,974百万円(35.6%)の減少となりました。売上高については18,318百万円と前年同期に比べ3,989百万円(+27.8%)の増加となりました。また、受注残高については92,149百万円となりました。

損益面においては、当第1四半期連結累計期間の営業損失は538百万円、経常損失は340百万円、四半期純損失は253百万円となりましたが、売上高が増加したことから前年同期と比べ、それぞれ426百万円、343百万円、632百万円の改善となりました。

なお、当社グループの売上高は、通常の事業形態として、上半期に比較して下半期が多くなる傾向にあります。また、上半期においても、第1四半期の売上高に比較して第2四半期の売上高が多くなる傾向にあります。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

[環境・エネルギー(国内)事業]

受注高は14,009百万円と前年同期に比べ14,104百万円(50.2%)の減少となりましたが、受注していた大型のごみ処理施設建設工事が順調に進ちょくしていることなどにより、売上高については13,795百万円と前年同期に比べ4,590百万円(+49.9%)の大幅な増加となりました。営業損益面では、前年同期の損失から改善し、209百万円の利益となりました。

[環境・エネルギー(海外)事業]

東南アジアでのバイオマス発電ボイラの受注などにより、受注高は1,762百万円と前年同期に比べ1,586百万円(+90.2%)の増加となりました。また売上高については480百万円と前年同期に比べ453百万円(-48.6%)の減少となりましたが、営業損益面では、前年同期の損失から改善し、48百万円の利益となりました。

[民生熱エネルギー事業]

主力製品の貫流ボイラ、温水ヒーター等における市場占有率の向上、これらの保守契約等の更新需要確保に努めており、受注高は4,834百万円と前年同期に比べ467百万円(+10.7%)の増加となりましたが、売上高は3,173百万円と前年同期に比べ226百万円(-6.7%)の減少となりました。営業損益面では、298百万円の損失となりました。

[設備・システム事業]

半導体産業用設備等の需要は引き続き回復してきており、受注高は1,202百万円と前年同期に比べ97百万円(+8.9%)の増加となりました。また、売上高は1,099百万円と前年同期に比べ98百万円(+9.8%)の増加となりましたが、営業損益面では、105百万円の損失となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は95,610百万円となり、前連結会計年度末に比べ5,238百万円(-5.2%)の減少となりました。主な要因は、受取手形及び売掛金の回収が支払手形及び買掛金の決済を大きく上回ったこと等により、現金及び預金が19,147百万円の増加となった一方で、受取手形及び売掛金が25,155百万円の減少となったことによるものであります。

負債は72,459百万円となり、前連結会計年度末に比べ4,487百万円(-5.8%)の減少となりました。主な要因は、返済により借入金4,182百万円の減少となったことによるものであります。

純資産は23,150百万円となり、前連結会計年度末に比べ751百万円(-3.1%)の減少となりました。

この結果、自己資本比率は前連結会計年度末の23.5%から24.0%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(買収防衛策)

平成19年6月28日開催の当社第103期定時株主総会において承認されておりました「当社株式の大規模買付行為への対応方針」は、一部を変更したうえで、新たな「当社株式の大規模買付行為への対応方針」として継続することが、平成22年6月29日開催の第106期定時株主総会において承認されております。

その概要は以下のとおりです。

・ 当社の財務及び事業の方針の決定を支配するものあり方に関する基本方針

当社は、世の中が必要とするもの、世の中に価値があると認められるものを生み出すことで、社会に貢献し、企業としての価値を高め、長期的な発展と、すべてのステークホルダーの満足を目指すことを経営理念としております。したがって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配するものは、この理念を理解したうえで様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を、継続的に確保・向上させていくものでなければならないと考えております。

しかし、株式の大規模な買付行為の中には、その目的等から見て企業価値及び株主共同の利益を明確に毀損するもの、大規模な買付行為に応じることを株主の皆様が強要して不利益を与えるおそれがあるもの等、必ずしも対象会社の企業価値、ひいては、株主共同の利益を確保し、向上させることにはならないと思われるものも存すると考えられます。そのような大規模な買付行為に対しては、当社としてこのような事態が生ずることのないように、あらかじめ何らかの対抗措置を講ずる必要があると考えます。

・ 基本方針の実現に資する取り組み

長期にわたって当社の企業価値を守りかつ着実に増大させてゆくためには、事業の発展のみならず企業運営において明確なガバナンスが確立されていること、すなわち経営に対する株主の監督機能が適切に発揮され、また執行者による業務執行の過程が透明で合理的・効率的でかつ遵法であることが必要不可欠です。そのためにはコーポレート・ガバナンスの強化が当社にとって経営の最重要課題の一つであるという認識のもと、内部統制システムの構築を行うとともに、コンプライアンス意識の徹底を図るため「タクマグループ会社倫理憲章」及び「タクマグループ会社行動基準」を定め、全役職員に配布し、啓蒙・教育に努めております。さらに内部通報窓口である「ヘルプライン」を社内及び社外に設置し、社内通報制度を確立しております。

当社は今後とも、環境と熱エネルギー分野でのリーディングカンパニーとして競争優位を保ちつづけ、中長期的な事業戦略に基づいた経営を継続する所存であります。

・ 不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が支配されることを防止するための取り組み

本対応方針は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とし当社の企業価値及び株主共同の利益を明確に損なうおそれのある大規模買付行為に対し、下記のとおり、一定の対抗措置を講じることを可能とすることを目的としたものであります。

当社株式に対して大規模な買付行為が行われた場合に、当社が設定した大規模買付ルール（大規模買付者による当社取締役会への事前の必要情報提供、当社取締役会による一定の評価期間経過後の大規模買付行為の開始）に則り、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報提供を求め、その内容を検討・評価し、当社取締役会としての意見を公開します。また、当社取締役会が必要と判断した場合に、大規模買付者の提案の改善についての交渉、当社株主への代替案の提示を行います。

大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会の判断の合理性、公正性を担保するために、取締役会から独立した組織として、外部専門家等で構成する特別委員会を設置しております。特別委員会は、大規模買付行為に関して、当社取締役会に対し、大規模買付者から提供された必要情報が十分であるか、不足しているかの助言及び対抗措置の発動の是非についての勧告を行います。

大規模買付者がルールを遵守しない場合、またはルールを遵守した場合であっても、大規模買付行為が当社株主共同の利益を損なうと判断される場合には、当社株主共同の利益及び当社企業価値を守ることを目的として、特別委員会の意見を最大限に尊重した上で、大規模買付者による権利行使は認められないとの行使条件を付した新株予約権の無償割当を行うことができるものとします。

・本対応方針の合理性

買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。また、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも十分配慮しております。

株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うことなどを可能とすることで、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されたものです。

株主意思を重視するものであること

当社は、平成22年6月29日開催の定時株主総会において、継続導入について承認されており、株主の皆様の意向が反映されたものとなっております。加えて、当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されることになり、株主の皆様の意思が反映されるものとなっております。

独立性の高い社外者の判断を重視していること

当社は、取締役会の恣意的な対抗措置の発動を排除し、株主の皆様のために、本対応方針の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立性の高い特別委員会を設置しております。

合理的な客観的要件を設定していること

大規模買付行為に対する対抗措置は合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設計されており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の運用が行われる仕組みが確保されております。

デッドハンド型、スローハンド型の買収防衛策ではないこと

本対応方針は当社株主総会で廃止することができることとされており、デッドハンド型買収防衛策（取締役の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役任期は1年であり、期差任期制を採用していないため、スローハンド型買収防衛策（取締役の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策）でもありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における当社グループの研究開発費の総額は、73百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	321,840,000
計	321,840,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年8月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	87,799,248	87,799,248	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部	単元株式数 1,000株
計	87,799,248	87,799,248		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日		87,799,248		13,367		3,907

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成23年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,791,000		単元株式数 1,000株
	(相互保有株式) 普通株式 324,000		同上
完全議決権株式(その他)	普通株式 82,479,000	82,479	同上
単元未満株式	普通株式 205,248		1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	87,799,248		
総株主の議決権		82,479	

【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社タクマ	兵庫県尼崎市金楽寺町2 - 2 - 33	4,791,000		4,791,000	5.46
(相互保有株式) 株式会社タクマテクノス	東京都中央区日本橋本町 1 - 5 - 6	284,000		284,000	0.32
株式会社サンプラント	東京都中央区東日本橋 1 - 1 - 7	40,000		40,000	0.05
計		5,115,000		5,115,000	5.83

(注) ㈱サンプラントが保有していた当社株式(相互保有株式)40千株は、平成23年4月1日付で吸収分割により当社が承継しており、平成23年6月30日現在、自己保有株式となっております。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	16,271	35,419
受取手形及び売掛金	43,534	18,378
有価証券	3	3
たな卸資産	4,609	6,032
その他	5,243	5,318
貸倒引当金	33	47
流動資産合計	69,629	65,104
固定資産		
有形固定資産	12,838	12,688
無形固定資産		
のれん	2,159	2,046
その他	322	310
無形固定資産合計	2,481	2,357
投資その他の資産		
投資有価証券	10,902	10,589
その他	5,758	5,630
貸倒引当金	762	761
投資その他の資産合計	15,898	15,459
固定資産合計	31,219	30,505
資産合計	100,848	95,610

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	28,508	25,396
短期借入金	16,817	14,070
未払法人税等	206	67
賞与引当金	1,505	880
製品保証引当金	368	355
工事損失引当金	73	50
その他	5,269	9,034
流動負債合計	52,749	49,854
固定負債		
長期借入金	14,294	12,858
退職給付引当金	6,478	6,607
役員退職慰労引当金	251	187
負ののれん	2,510	2,307
その他	662	642
固定負債合計	24,197	22,604
負債合計	76,946	72,459
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,367	13,367
資本剰余金	3,844	3,844
利益剰余金	9,869	9,092
自己株式	3,605	3,605
株主資本合計	23,475	22,698
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	744	716
繰延ヘッジ損益	4	0
為替換算調整勘定	555	481
その他の包括利益累計額合計	193	234
少数株主持分	231	217
純資産合計	23,901	23,150
負債純資産合計	100,848	95,610

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	14,328	18,318
売上原価	11,485	15,105
売上総利益	2,843	3,213
販売費及び一般管理費	3,808	3,751
営業損失()	964	538
営業外収益		
受取利息	17	20
受取配当金	120	136
持分法による投資利益	56	108
負ののれん償却額	203	203
その他	94	37
営業外収益合計	492	505
営業外費用		
支払利息	111	153
為替差損	56	15
その他	44	139
営業外費用合計	212	308
経常損失()	684	340
特別利益		
投資有価証券売却益	-	51
貸倒引当金戻入額	11	-
特別利益合計	11	51
特別損失		
固定資産処分損	4	-
訴訟損失引当金繰入額	268	-
その他	8	-
特別損失合計	281	-
税金等調整前四半期純損失()	955	289
法人税等	64	31
少数株主損益調整前四半期純損失()	890	257
少数株主損失()	5	4
四半期純損失()	885	253

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	890	257
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	617	27
繰延ヘッジ損益	-	8
為替換算調整勘定	51	73
その他の包括利益合計	668	36
四半期包括利益	1,559	220
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,547	212
少数株主に係る四半期包括利益	12	8

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	
(1) 連結の範囲の重要な変更 該当事項はありません。	
(2) 持分法適用の範囲の重要な変更 持分法適用関連会社の変更 当第1四半期連結会計期間より、重要性が増した(株)市原ニューエナジーを持分法の適用の範囲に含め、保有する全株式を譲渡した(株)ミダックふじの宮を持分法の適用範囲から除外しております。	

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	
1 原価差異の繰延処理	季節的に変動する操業度により発生した原価差異は、原価計算期間未までにはほぼ解消が見込まれるため、当該原価差異を流動資産(その他)として繰り延べております。
2 税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	
当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

偶発債務

当社が、下記の会社の借入金に対し保証をしております。

なお、再保証をうけているものについては再保証額控除後の金額を記載しております。

前連結会計年度 (平成23年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)	
(株)市原ニューエナジー	953百万円	(株)市原ニューエナジー	915百万円
(株)エコス米沢	606百万円	(株)エコス米沢	604百万円
(株)バイオパワー勝田	288百万円	(株)バイオパワー勝田	270百万円
北海道地域暖房(株)	44百万円	北海道地域暖房(株)	41百万円
計	1,892百万円	計	1,830百万円

(四半期連結損益計算書関係)

売上高の季節的変動

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

当社グループの売上高は、通常の事業形態として、上半期に比較して下半期が多くなる傾向にあります。また、上半期においても、第1四半期の売上高に比較して第2四半期の売上高が多くなる傾向にあります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
減価償却費	262百万円	224百万円
のれんの償却額	134百万円	133百万円
負ののれんの償却額	203百万円	203百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	環境・ エネルギー (国内)事業	環境・ エネルギー (海外)事業	民生熱 エネルギー 事業	設備・ システム 事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	9,096	934	3,329	967	14,328		14,328
セグメント間の内部売上高 又は振替高	108		70	33	211	211	
計	9,205	934	3,399	1,001	14,540	211	14,328
セグメント利益又は損失()	168	85	221	115	591	373	964

(注) 1 セグメント利益又は損失の調整額 373百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 419百万円及びその他の調整額46百万円が含まれております。全社費用は、報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

2 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	環境・ エネルギー (国内)事業	環境・ エネルギー (海外)事業	民生熱 エネルギー 事業	設備・ システム 事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	13,733	480	3,158	945	18,318		18,318
セグメント間の内部売上高 又は振替高	61		15	153	230	230	
計	13,795	480	3,173	1,099	18,549	230	18,318
セグメント利益又は損失()	209	48	298	105	145	392	538

(注) 1 セグメント利益又は損失の調整額 392百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 441百万円及びその他の調整額48百万円が含まれております。全社費用は、報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

2 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

共通支配下の取引等

当社は、平成23年4月1日付で、連結子会社である(株)サンプラントを吸収分割会社とし、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割を行っております。

(1) 企業結合の概要

結合当事企業の名称

吸収分割承継会社：(株)タクマ(当社)

吸収分割会社：(株)サンプラント(当社の連結子会社)

対象となった事業の名称及びその事業内容

プラント事業

企業結合日

平成23年4月1日

企業結合の法的形式

当社を吸収分割承継会社とし、(株)サンプラントを吸収分割会社とする吸収分割

なお、本会社分割は当社においては会社法第796条第3項に定める簡易吸収分割、また、(株)サンプラントにおいては会社法第784条第1項に定める略式吸収分割に該当するため、両社においては吸収分割承認株主総会を開催していません。

結合後企業の名称

(株)タクマ

取引の目的を含む取引の概要

(株)サンプラントは、工事管理に関する多数の有資格者を配置し、主たる事業の一つとして当社が施工する廃棄物処理プラントやボイラプラントの工事管理業務を行ってまいりましたが、今般、グループ経営の推進の一環として、同社の同事業を当社に統合し、工事管理における監理技術者等の有資格者を確保し、プラント市場における需要の回復に備えるとともに、経営の効率化・低コスト化とグループ内人的資源の有効活用を図ることができると考えております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日)に基づき、「共通支配下の取引等」の会計処理を適用しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額	10.71円	3.07円
(算定上の基礎)		
四半期純損失(百万円)	885	253
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	885	253
普通株式の期中平均株式数(千株)	82,692	82,682

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

加須市、騎西町衛生施設組合発注のごみ焼却施設建設工事の入札に関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、同組合は当社に対し、788百万円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求める訴えを平成22年3月11日に東京高等裁判所に提起しております。

東金市外三市町清掃組合発注のごみ焼却施設建設工事の入札に関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、同組合は当社に対し、902百万円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求める訴えを平成22年9月29日に東京高等裁判所に提起しております。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8月 9日

株式会社タクマ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河 崎 雄 亮

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 黒 川 智 哉

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社タクマの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社タクマ及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。